

割賦販売法の抜本的改正を求める意見書

クレジット契約は、代金後払いで商品が購入できる利便性により消費者に広く普及している一方で、強引・悪質な販売方法と結びつくと高額かつ深刻な被害を引き起こす危険性があります。

現在、クレジット会社の与信審査の甘さから、年金暮らしの高齢者に対し、支払能力を超える大量のリフォーム工事、呉服等の販売が繰り返されたり、年齢・性別を問わず、クレジット契約を悪用したマルチ商法・内職商法その他の詐欺的商法の被害が絶えません。

このようなクレジット被害は、クレジット契約の構造的危険性から生じる病理現象であると言えます。

経済産業省の産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会は、このように深刻なクレジット被害を防止するため、クレジット被害の防止と取引適正化に向けて割賦販売法の改正に関する審議を行ない、検討結果がまとめられていますが、改正にあたっては、消費者に対し、安全・安心なクレジット契約が提供されるためには、クレジット会社の責任において、クレジット被害の防止と取引適正化を実現する法制度の確立が必要です。

よって、江戸川区議会は、国会及び政府に対し、割賦販売法改正に当たって、下記の事項が実現されるよう強く要望します。

記

- 1 クレジット会社が、顧客の支払能力を超えるクレジット契約を提供しないように、具体的な与信基準を伴う実効性ある規制を行うこと。
- 2 クレジット会社には、悪質販売行為等にクレジット契約を提供しないように、加盟店を調査する義務だけでなく、違法なクレジットを提供したときは、既払金の返還義務を含むクレジット会社の共同責任を規定すること。
- 3 1～2回払いのクレジット契約を適用対象に含め、政令指定商品制を廃止することにより、原則としてすべてのクレジット契約を適用対象とすること。
- 4 個品方式のクレジット事業者(契約書型クレジット)について、登録制を設け、契約書面交付義務及びクーリング・オフ制度を規定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成19年12月11日

江戸川区議会議長 田 島 進

衆議院議長、参議院議長
内閣総理大臣、経済産業大臣 あて